

国立民族学博物館オープンアクセス方針

(趣旨)

1. 国立民族学博物館（以下「本館」という。）は、本館の教職員等（以下「教職員等」という。）によって得られた研究成果に対する国内外からの自由な閲覧を保証することにより、学術研究の発展に貢献するとともに社会に対する説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(定義)

2. 本方針において、研究成果とは、出版社や学会等または本館が発行した学術雑誌等の出版物に掲載された、教職員等が主著あるいは共著を務めた学術論文等の学術情報を指す。

(研究成果公開の権限)

3. 本館は、研究成果を国立民族学博物館学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本館には移転しない。

(適用の例外)

4. 著作権等のやむを得ない理由により公開が不適切である場合、本館は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

5. 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針を適用しない。

(電子データの提出とリポジトリへの登録)

6. 教職員等は研究成果について、出版社等の許諾により可能な場合は出版社版の論文を、著者版の公開のみが許諾されている場合は著者最終稿等を、共著者の同意を得た上で、すみやかに本館に提出する。リポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等、リポジトリに関わる事項は「国立民族学博物館学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

7. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則 本方針は令和7年3月25日より施行する。